

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団馬場耳鼻咽喉科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 665 番地
- (3) 設立認可年月日 平成元年 3 月 22 日
- (4) 設立登記年月日 平成元年 4 月 1 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	馬場 正明	
理 事	馬場 博子	
同	馬場 明子	
監 事	副島 真理子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	馬場耳鼻咽喉科医院	長崎県西彼杵郡長与町 嬉里郷 665 番地	一般病床 0 床
			療養病床 0 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 4 年 5 月 30 日 令和 4 年度決算の決定
- 令和 5 年 3 月 31 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定
- 令和 5 年 3 月 31 日 理事、監事の選任の承認

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団馬場耳鼻咽喉科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷665番地

貸 借 対 照 表

(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	94,106	I 流 動 負 債	19,123
II 固 定 資 産	38,493	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	24,969	負 債 合 計	19,123
2 無 形 固 定 資 産	2,016	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	11,508	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	103,476
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	113,476
資 産 合 計	132,599	負 債 ・ 純 資 産 合 計	132,599

法人名 医療法人社団馬場耳鼻咽喉科医院
 所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 6 6 5 番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	102,309
2 事業費用	67,672
本来業務事業利益	34,637
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	34,637
II 事業外収益	2,051
III 事業外費用	0
経常利益	36,688
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	36,688
法人税等	102
当期純利益	36,586

様式2

法人名 医療法人社団馬場耳鼻咽喉科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷665番地

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	132,599 千円
2. 負 債 額	19,123 千円
3. 純 資 産 額	113,476 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	94,106
B 固 定 資 産	38,493
C 資 産 合 計 (A+B)	132,599
D 負 債 合 計	19,123
E 純 資 産 (C-D)	113,476

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団馬場耳鼻咽喉科医院
理事長 馬場 正明 殿

私は、医療法人社団馬場耳鼻咽喉科医院の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月25日

医療法人社団馬場耳鼻咽喉科医院
監事 副島 真理子 印